



平成 30 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 地盤ネットホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 山本 強
(コード番号：6072 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員
管理本部長 玉城 均
(TEL. 03-6265-1834)

**平成 31 年 3 月期 第 1 四半期報告書
提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する「四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書」を関東財務局長に提出することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
第 11 期（平成 31 年 3 月期）第 1 四半期報告書
（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限
平成 30 年 8 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 30 年 9 月 6 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 30 年 8 月 6 日付「会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東陽監査法人と合意したうえで監査契約を解除し、應和監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

應和監査法人では、前任会計監査人である東陽監査法人からの監査業務の引継ぎを直ちに行っておりますが、当該引継ぎ終了後に平成 31 年 3 月期第 1 四半期レビュー手続きが開始されるため、当社が四半期レビュー報告書を受領するのは應和監査法人による当該手続きが終了した後となります。

そのため、当社では、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限である平成 30 年 8 月 14 日までに平成 31 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出を行うことは困難であるとの判断に至り、本日開催の取締役会において、提出期限の延長申請を行うことを決議いたしました。

なお、当社では、應和監査法人による東陽監査法人からの監査業務の引継ぎ及び事前調査並びに当社による四半期報告書作成等に 12 日間程度、應和監査法人によるレビュー手続き及び当社による同レビュー手続への対応並びに四半期報告書の確認作業等で 11 日間程度が必要と見込んでおります。

5. 今後の見通し

今回の四半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上